

素材山元販売委託契約約款

（信義誠実の義務）

第1条 委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、信義に従い誠実に契約を履行しなければならない。

（乙の業務の内容）

第2条 本契約に基づき、乙は、甲から送付された市売依頼書に基づき、第4条に定める甲から交付を受けた委託物品を山元土場において確認し、甲乙協議により決定した搬出期限を買受者に明示したうえで、せり売り又は入札売り（以下「山元市売」という。）により販売するものとする。

なお、その代金については、甲の指示に従って国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（以下「森林整備センター」という。）に納付するものとする。

- 2 乙は、山元市売での販売が困難な場合は、甲乙協議により山元市売によらない販売ができるものとする。
- 3 乙は、前項の業務を実施するに当たっては、公正にして誠実に行い、甲の不利益とならないように努め、当該地域の需給状況等を考慮の上、最も有利となるように委託物品の販売を行わなければならない。
- 4 乙は、交付を受けた委託物品について、市売依頼書に定める販売予定期間及び販売結果報告書に定める搬出期限内に委託物品の販売及び山元土場からの搬出を完了させなければならない。
- 5 乙は、甲から交付を受けた委託物品の販売及び搬出が前項に定める販売予定期間又は搬出期限内に完了できない場合には、販売予定期間又は搬出期限満了前に甲にその旨を通知し、当該委託物品の処理について甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙は、この契約に定める販売内容が、市場における通常の販売内容と異なるときは、あらかじめ山元市売に参加しようとする者（以下「買受人」という。）にその旨を明らかにしておくとともに、別紙「素材の搬出等に当たっての遵守事項（以下「遵守事項」という。）」について、遵守させなければならない。
- 7 前項の遵守事項について、買受人がその義務を履行しない場合、乙は、自己の責任と費用負担において、速やかにその義務を履行し、発生した損害を甲へ賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託物品の交付及び受領）

第4条 甲から乙への委託物品の交付及び受領は、甲が山元市売依頼書を乙へ交付後、販売に必要な素材量が山元土場に集積され、甲が山元市売の開始を乙に通知したときに委託物品の交付がなされたものとし、乙がその通知を受けたときに委託物品の受領がなされたものとする。

（委託物品の変更等）

第5条 委託物品の種類又は数量について、山元市売依頼書における予定数量と確定した交付数量に差違があっても、乙は甲に異議を申し立てないものとする。

（保管の責任）

第6条 乙は、委託物品の交付を受けてから販売・搬出を完了するまでの間は、当該物品の保管に関する一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、保管中の委託物品について滅失若しくはき損等の事故が発生したとき又はそのおそれがあるときは、最善の措置を講ずるとともに、遅滞なく甲に届け出てその指示を求めなければならない。

3 乙は、委託物品の滅失又はき損等により甲に損害を与えたときは、委託物品の保管に関して善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明しない限り、その損害額を賠償しなければならない。

4 前項の損害額は、甲において査定のうえ決定するものとする。

（委託物品のはい積等）

第7条 はいの形成は甲が行い、乙ははいの寄託を受けた後もはいを維持することとし、はい積みのやり直しには甲の同意を要するものとする。

（委託物品に係る素材検知結果の提出）

第8条 乙は、甲から指示があったときは、山元土場での委託物品に係る検知結果を検知結果報告書により甲へ報告するものとする。

2 前項の検知結果報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 販売を行う日時
- (2) 販売を行う場所
- (3) 販売する委託物品の種類、数量
- (4) その他必要な事項

3 素材検知結果報告書は、所定の様式によるものとするが、前項の内容が全て記載されている場合には、任意の様式での提出も可能とする。

（委託物品に関する疑義についての報告）

第9条 乙は、交付を受けた委託物品について、その種類、数量等に関し疑義が生じた場合には、その旨甲へ報告するものとする。

（所有権の移転）

第10条 委託物品の所有権は、山元市売における競落の決定のときに競落した落札者（以下「買受者」という。）へ移転するものとする。

2 乙は、前項の所有権の移転の時期を、山元市売に参加しようとする者にあらかじめ周知させなければならない。

（販売結果報告書の提出等）

第11条 乙は、委託物品の販売が完了したときは、販売した日から7日以内に（特別の事情がある場合は、甲の指定する日までに）販売結果報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 販売結果報告書には、販売を行った日時、販売場所、搬出期限、委託物品の販売代金、販売の結果等を記載しなければならない。
- 3 販売結果報告書は、所定の様式によるものとするが、乙が山元市売の都度発行する山元市売精算書等において、前項の内容が全て記載されている場合には、これを販売結果報告書に代えることができるものとする。
- 4 乙は、木材市況その他委託物品の有効かつ適切な販売に資する情報を甲に提供するものとする。

(販売委託事務に要する経費負担)

第 12 条 甲は、乙に対し次の各号に掲げる費用（以下「山元販売委託経費」という。）を負担するものとし、その他の経費は乙の負担とする。

- (1) はい積料
- (2) 販売手数料
- (3) その他、頭書において定める経費
- (4) 上記 (1) から (3) にかかる消費税

- 2 乙は、この契約に係わる業務を処理するにあたり、自己に過失なくして損害があったときであっても、甲にその損害額を請求することはできないものとする。

(山元販売委託経費の支払)

第 13 条 委託物品の消費税込みの販売代金と山元販売委託経費とは、これを相殺することができるものとする。

- 2 乙は、全ての委託物品の販売が完了したときには、委託経費の請求書を提出するものとする。ただし、第 11 条第 3 項に定める山元市売精算書等において、前条第 1 項各号に掲げる山元販売委託経費の種類別に金額の内訳が明記されている場合には、この金額を請求金額とみなし、当該山元市売精算書等を山元販売委託経費の請求書に代えることとする。
- 3 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 650 条第 2 項及び第 3 項の規定は、本契約には適用しないものとする。
- 4 乙の責に帰することができない事由により委託物品の販売が完了せず、乙が次回以降の山元市売、搬出又は甲へ返付するときには、当該委託物品のはい積等に要した経費その他受託者が負担することが慣行となっている経費について、乙からの請求に対し、甲が支払うものとする。

(販売代金の納付)

第 14 条 乙は、消費税込みの販売代金から山元販売委託経費の額を控除した金額（以下本条第 2 項から第 15 条までにおいて単に「販売代金」という。）について、販売を行った日（山元市売を行った日）から起算して 30 日以内に甲へ納付しなければならない。

- 2 乙は、前項の納付期限までに納付しないときは、納付期限満了の日の翌日から納付の日までの日数につき、販売代金に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に定める法定利率（以下「法定利率」という。）の割合で計算した延滞金を森林整備センターに納付しなければならない。

(委託物品の引渡し)

第 15 条 乙は、第 14 条の規定により販売代金を納付した後でなければ、委託物品を買受者に引き渡すことができない。ただし、引渡しによって生じた損害について、乙がその賠償の責を負う場合には、この限りでない。

(販売できなかった場合の処理)

第 16 条 乙は、委託物品の全部又は一部を乙の責に帰することができない事由により、販売することができなかったときは、その旨を甲に通知し、その指示を求めなければならない。

(搬出の完了)

第 17 条 乙は、販売結果報告書に係る委託物品ごとに搬出が完了した都度、その旨を甲に報告しなければならない。

なお、山元市売依頼に係るすべての委託物品の搬出が完了したときは、遅滞なく甲に搬出完了届を提出しなければならない。

2 乙は、委託物品の全部又は一部を搬出期限内に搬出できないときは、搬出期限満了前にその旨を甲に通知し、その指示を求めなければならない。

3 乙は、やむを得ない事由により、販売予定期間の期間内に委託物品の搬出が終わらないときは、事由を付してその期間の延長を甲に申し出て、その承認を得なければならない。ただし、天災その他特別の事由によるときは、その搬出期間経過後においても申し出ることができる。

4 前項の延長期間は、延長が数回にわたる場合でも、当該山元販売委託契約期間を超えることができない。

5 乙は、販売予定期間延期の承認を受けようとする場合は、予め当該延期期間に対し 1 日につき当該山元市売依頼に係る売買代金の 1,000 分の 1 に相当する金額を延期料として甲の指示するところにより納付しなければならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りではない。

(帳簿等の備付及び検査)

第 18 条 乙は、委託物品の取引出納を明らかにした帳簿その他の関係書類を備え付け、これを整理しておかなければならない。

2 甲は、この契約の履行に関して必要あるときは、乙から必要事項の報告を徴し、又は前項の帳簿その他必要な関係書類を検査することができるものとし、乙はこれを拒むことができない。

3 乙は、甲の了解があるまでの間は、山元市売の入札書を保管しなければならない。

(完了検査)

第 19 条 乙は、第 2 条に定める業務を終了したときは、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって山元市売依頼に係る業務を完了したものとする。

3 乙は、第 1 項の検査の結果、不合格となった部分の業務については、契約期間満了後にあっても、本契約に基づき、山元市売依頼に係る業務を完了させなければならない。

(労働安全衛生)

第 20 条 乙は、業務の実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び道路交通法令等を遵守し、甲の指導事項に従わなければならない。

(営業停止の措置)

第 21 条 乙は、この契約の履行に必要な営業を営まなくなったときは、すみやかにその旨を甲に通知しなければならない。

(契約の解除)

第 22 条 次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が正当な理由がなく契約の全部若しくは一部を履行せず、又は履行の見込みがないとき及び乙がこの契約の条件に違反したとき。

(2) 乙が次に掲げる要件を欠くに至ったとき。

ア 素材の山元市売による販売の業務（これに附帯する素材の検知、保管、搬出状況の管理、その他の業務を含む。）を的確に遂行するのに必要な能力を有すること。

イ アの業務を的確に遂行するに足りる資力信用を有すること。

(3) 乙がこの契約の履行について不正行為をしたと甲が認めたとき。

(4) 乙が正当な理由なくこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

① 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力の対応に関する規程（27 森林総研第 857 号）第 2 条に規定する反社会的勢力であると認められるとき。

② 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であると認められるとき。

③ 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としていると認められるとき。

④ 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しているとき。

⑤ 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しているとき。

⑥ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていると認められるとき。

⑦ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うと認められるとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた要求行為

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて森林整備センターの信用を毀損し、又は森林整備センターの業務を妨害する行為

ホ 前各号に準ずる行為

⑧ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係があると認められるとき。

2 乙は、前項により契約を解除された時は、違約金として、消費税込みの販売見込代金として甲の定める額（第 19 条の完了検査を了した部分を除く。）の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- 3 乙は、契約解除に伴う損害の全部を前項の違約金で償うことができないときは、甲に対し、その不足額を賠償金として支払わなければならない。
- 4 第2項の違約金及び前項の賠償金の履行遅滞に係る延滞金は法定利率とする。
- 5 乙は、第1項により契約を解除されたときは、甲の指示により乙の負担において次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 販売未済及び搬出未済の委託物品を甲に返還するまで保管すること。
 - (2) 販売未済及び搬出未済の委託物品を甲の指示する場所に移送すること。
- 6 民法第651条の規定は、本契約には適用しないものとする。

(特殊の事由による契約の解除)

- 第23条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない事由により、この契約を履行することができないときは、甲又は乙は、それぞれ相手方に対し、その履行することができない部分につき契約を解除することができる。
- 2 前項により契約を解除された甲又は乙は、それぞれ相手方に対し、その損害の賠償を請求することができない。
 - 3 前条第5項の規定は、本条により契約を解除された場合に準用する。ただし、同項各号に掲げる措置をとるのに必要な費用は、甲の負担とする。

(相殺)

- 第24条 甲は、第22条第2項又は第3項の規定により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、山元販売委託経費と相殺することができる。
- この場合、乙の債務が甲の支払うべき山元販売委託経費を超えるときは、乙はその超える金額について甲の指示するところにより納付しなければならない。

(損害賠償)

- 第25条 乙は、業務の履行中において分収造林地及び甲の施設等に損害を与えたときは、甲の指示に従いその賠償の責を負うものとする。
- 2 乙は、業務の履行中において第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負うものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による損害については、この限りではない。
 - 3 乙は、業務の履行にあたり、不正行為等により、甲に損害を与えたときは、甲の算定する額について、その賠償の責を負うものとする。

(契約更新)

- 第26条 本契約期間満了の1カ月前までに甲乙いずれかの当事者からも更新拒絶の意思表示がない場合、2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(契約外の事項)

- 第27条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

別紙

素材の搬出等に当たっての遵守事項

（売買物件以外の立木の保護等）

第1 買受人は、売買物件以外の立木については、これを損傷してはならない。ただし、森林整備センターが植栽した樹木以外の除伐対象木であって、売買物件の搬出等に支障となるものは、山元市売人と協議のうえ、森林整備センターの承諾を得たうえで、これを伐倒することができるものとする。

2 買受人は、売買物件以外の立木に損傷を与えたときは、山元市売人に報告し、すみやかに森林整備センターに届け出てその指示を得なければならない。

3 売買物件以外の立木で、売買物件の搬出等に支障となる立木については、山元市売人と協議のうえ、森林整備センターの承認を得た後でなければ当該立木の搬出等を行うことはできないものとする。

（損害賠償）

第2 買受人は、売買物件の搬出等に当たり、売買物件以外の立木及び森林整備センターの施設等に損害を与えたときは、山元市売人に報告し、森林整備センターの指示するところにより、その損害賠償金を納入しなければならない。その場合において、買受人の使用人、代理人及び請負人が加えた損害についても、買受人がこの責任を負うものとする。

2 買受人は、売買物件の搬出等に当たり、第三者に損害を与えたときは、買受人の責任及び負担においてこれを解決するものとし、森林整備センターは一切の責任及び負担を負わないものとする。

（施設の設置）

第3 買受人は、売買物件の搬出等のため分収造林地内に施設を設置する必要があるときは、山元市売人と協議のうえ、森林整備センターの承認を受けなければならない。

2 買受人が設置した分収造林地内の施設は、その使用を終わり、又は契約の解除があったときは、買受人は、山元市売人に報告し、森林整備センターの指定する期間内に収去し、土地を原状に回復しなければならない。ただし、山元市売人と協議のうえ、特別の定めをしたとき、又は森林整備センターの承認を受けたときは、この限りではない。

3 買受人は、前項に規定する義務を怠ったため森林整備センターに損害を与えたときは、山元市売人に報告し、森林整備センターの指示するところによりその損害を賠償しなければならない。

4 第2項の指定期間内に収去しない施設は、買受人がその所有権を放棄したものとみなし森林整備センターに帰属するものとする。なお、施設の収去等に関し森林整備センターに損害が生じたときは、買受人は、山元市売人に報告し、森林整備センターの指示するところによりその損害を賠償しなければならない。

（天災その他不可抗力により損傷した施設等の復旧）

第4 森林整備センターは、天災その他不可抗力により、森林整備センターの施設等が損傷したときは、売買物件の搬出等に当たり、当該施設等の復旧の義務を負わない。

（森林整備センターの施設等の使用）

第5 買受人は、売買物件の搬出等に当たり森林整備センターの施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する施設等の修繕、整備等に関し、山元市売人に報告し、森林整備センターの指示に従わなければならない。

2 買受人は、森林整備センターの施設等を使用した場合は、売買物件の搬出後、原状に復さなければならない。ただし、山元市売人と協議のうえ、特別の定めをしたとき、又は森林整備センターの承認を受けたときは、この限りではない。

(第三者の施設等の使用)

第6 買受人は、売買物件の搬出等に当たり第三者が設置した施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する施設等の修繕、整備等に関し、当該施設等の管理者の指示に従わなければならない。

(搬出跡地の整備等)

第7 買受人は、売買物件の搬出等に当たり高性能林業機械等を使用する場合には、山元市売人に報告し、森林整備センターの指示するところにより、枝条及び搬出跡地の整備を行わなければならない。

2 買受人は、搬出跡地の植栽・保育施業等への支障や災害を誘発しないよう、沢筋、作業土場、作業道脇等に残材、末木枝条等を山積させてはならない。

(林地保全等の措置)

第8 買受人は、売買物件の搬出等の作業の実行に当たっては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

2 森林整備センターは、林地保全、河川汚濁の防止等が必要であると認めるときは、山元市売人を通じて、買受人に対し、買受人の負担において必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(法令の遵守等)

第9 買受人は、売買物件の搬出等に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令、道路交通法令、森林法その他関係法令を遵守しなければならない。

2 買受人は、作業中の事故、山林火災等が発生したときは、必要な措置を行い、速やかに山元市売人及び森林整備センターに連絡を行うものとする。